

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：水道事業会計

事業名	水道事業(末端給水)		
事業開始年月日	昭和30年1月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*	遠野市	職員数* (H19. 4. 1現在)	9人
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。  
 2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	155 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	3788 (H18)
累積欠損金 (百万円)	0 (H18)	利益剰余金又は積立金 (百万円)	164 (H18)
不良債務 (百万円)	0 (H18)	財政力指数*	0.26 (H18)
資金不足比率 (%)	0 (H18)	実質公債費比率* (%)	18.7 (H19)
		経常収支比率* (%)	85.4 (H18)

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。  
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年10月1日合併] ] 旧遠野市と旧宮守村の合併 社会経済情勢の変化に柔軟かつ機動的に対応し、最小の経費で最大の効果を上げる行政運営の基本原則に立ち、心のかもった市民サービスの向上と個性的で活力ある地域社会を築き、「永遠の日本のふるさと」目指します。平成18年度に料金改定を行い統一料金とし、平成19年度には、会計統合を行い安定した経営を目指し事業の実施に取り組んでいる。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。  
 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。  
 3 にシを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	遠野水道事業長期経営計画
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	遠野市長 本田 敏秋
既存計画との関係	集中改革プラン
公表の方法等	広報
基本方針	遠野市水道事業は、昭和36年の事業開始後昭和52年度に「遠野市水道整備総合計画」を策定し、昭和53年度から3ヶ年にわたり総事業費43億円を投じ上水道第1次拡張事業により大幅な施設整備を推進した。昭和57年度には「遠野市水道事業長期経営計画」を策定し、順次計画の見直しを行い、拡張による高料金対策の推進と併せ公共の福祉の増進及び普及率の向上を図ってきた。平成18年度に「遠野市総合計画」を策定し、まちづくり指標の水道普及率を平成22年度までに91%を目指している。また、老朽化施設整備の計画的な実施を長期計画に盛り込み、整備の推進を図ることとしている。今後の事業運営にあたっては、平成21年度に起債償還のピークを迎えることから、水道料金等の収入確保並びに経費の節減を図り、安定した経営に努めるとともに、2つの簡易水道を統合したことによる効率的な経営をも念頭に置き、課題の解決に取り組むものとする。 議会への説明については、12月議会において説明予定とする。

- 注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	0	0	311	311
	補償金免除額	0	0	44	44
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業	0	17,881	432,180	450,061
	簡易水道事業	46,793	135,931	230,148	412,872
合 計 (A)		46,793	153,812	662,328	862,933
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		46,793	153,812	662,328	862,933

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容										
財務上の特徴	<p>平成11年度決算において6,600万円の欠損が生じ、繰越利益剰余金が大幅に減少したことから、平成12年度に11.2%の料金改定を実施。また、平成18年度においては、旧宮守村との合併に伴う料金統一のため1.76%の改正を行い、公平負担と財政運営の効率化を図っている。</p> <p>しかしながら、第1次拡張事業における起債の償還負担は依然として大きくのしかかっており、平成21年度までは厳しい財政運営を強いられる現状にある。本市は広大な面積を抱え、上水道事業のほか、5つの簡易水道事業も運営している。このことは、多くの施設と膨大な管延長を有するものであり、その維持管理の経費も増嵩を極めるものとなっている。</p> <p>経営努力により常に経常利益を生み出してきているが、資本的収入支出においては、起債償還の財源が不足していることから内部留保資金の確保が困難な状況となっている。</p>										
経 営 課 題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="403 658 608 719">課 題 ①</td> <td data-bbox="608 658 1444 719">安定経営のための収入確保と経費削減</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 719 608 826">課 題 ②</td> <td data-bbox="608 719 1444 826">老朽化施設整備計画の推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 826 608 934">課 題 ③</td> <td data-bbox="608 826 1444 934">水道未普及区域の解消</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 934 608 1041">課 題 ④</td> <td data-bbox="608 934 1444 1041">簡易水道統合による効率的経営の推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1041 608 1507">課 題 ⑤</td> <td data-bbox="608 1041 1444 1507"></td> </tr> </table>	課 題 ①	安定経営のための収入確保と経費削減	課 題 ②	老朽化施設整備計画の推進	課 題 ③	水道未普及区域の解消	課 題 ④	簡易水道統合による効率的経営の推進	課 題 ⑤	
課 題 ①	安定経営のための収入確保と経費削減										
課 題 ②	老朽化施設整備計画の推進										
課 題 ③	水道未普及区域の解消										
課 題 ④	簡易水道統合による効率的経営の推進										
課 題 ⑤											
留 意 事 項											





## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)										
繰入前経常収支比率	(%)										
料金回収率	(%)	108	113	118	121	138	131	93-134	139	143	148
総収支比率(法適用)	(%)	110	116	121	123	140	119	123 427	133	136	140
経常収支比率(法適用)	(%)	110	116	121	123	140	119	123 427	133	136	140
営業収支比率(法適用)	(%)	119	122	130	136	163	115	123 427	126	127	130
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	-42	-48	-63	-74	-49	-43	-56 -57	-57	-57	-57
繰入金比率	収益的収入分	24	22	18	15	9	21	21	21	20	19
	うち基準内繰入金	24	22	18	15	9	21	21	21	20	19
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち料金収入に計上すべき繰入等										
	うち赤字補てん的なもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的収入分	34	38	41	72	0	11	48 52	98	100	98
	うち基準内繰入金					0	11	48-52	98	100	98
	うち基準外繰入金	34	38	41	72	0					
うち赤字補てん的なもの	34	38	41	72	0	0	0	0	0	0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たった考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	水道料金については、長期経営計画に基づき、施設の維持更新及び企業債等の償還を考慮して料金算定している。料金の収入見込みについては、平成18年6月改定し、平成17年度収入と比較し実質1.003%増収とはなったものの、今後についても横ばい傾向にある。
2 他会計繰入金の見込み	簡易水道事業、受託事業については収支不足等の繰り出し金は見込める。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	経営及び施設状況を踏まえながら行う。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	課題 で示したように、経費の節減合理化を前提とし策定。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="100 300 584 432">○ 地方公務員の職員数の純減の状況 集中改革プランでは平成17年4月1日現在の職員数に対し、平成19年4月1日現在の計画値で25人の削減目標としていたところであるが、41人の削減を実現した。</li> <li data-bbox="100 432 584 544">○ 給与のあり方               <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="152 544 584 692">◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 国家公務員の給与構造改革の趣旨に沿って、給与条例等の所要の改正を行い、平成18年4月1日に施行した。今後は、人事評価制度を効果的に運用できる体制を整備し、遠野市人材育成基本方針に基づき人材育成に取り組む。 なお、地域手当については、国の基準で支給地域外であるため、支給の制度は設けていない。</li> <li data-bbox="152 692 584 841">◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 国家公務員の給与制度を適用しているところであり、今後も国及び県の見直しの状況を踏まえた改正を検討したい。取組状況については、毎年実施している給与公表の中で公表する。</li> <li data-bbox="152 841 584 989">◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 勸奨退職者の特別昇給を実施しているところであるが、これは、定員管理計画、集中改革プラン、健全財政5ヵ年計画に基づき職員数の削減を推し進めるための有効な手段と考えている。しかしながら、本制度については近年の公務員給与情勢を勘案し、その廃止の時期を検討していくこととする。</li> <li data-bbox="152 989 584 1133">◇ 福利厚生事業のあり方 健康保険及び福利厚生の事業については、市町村職員共済組合及び市町村職員互助会に加入し、県内の市町村で共同処理を行っている。 また、独自の福利厚生事業については、庁内に組織化をし実施しているが、事業主の負担額を抑制する見直しを行っており、今後も継続して見直しする予定である。</li> </ul> </li> </ul>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="100 1251 584 1399">○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 旅費や特別職のグリーン車利用の見直し、グループウェアの導入やミスコピー紙の再利用によるペーパーレス化の徹底等により、物件費の節減合理化を図っている。 また、平成19年度予算編成時には経常経費の一般財源要求枠を設定して歳出予算の抑制に努めており、今後もさらなる抑制を目指していく。</li> <li data-bbox="100 1399 584 1540">○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 市民や企業等の多様な主体が公共サービスを提供する仕組みを整えていくため、既に養護老人ホーム「吉祥園」の民営化、中心市街地活性化センター管理運営、市民体育館や運動公園等の49施設を指定管理者制度により運用している。また、公用車管理、図書館窓口、宮守給食センターの調理業務の民間委託を実施しており、今年度からはゴミ処理施設非常勤職員、水道メーターの検針についても委託を開始するなど、民間の手法を積極的に取り入れ、基盤整備の推進を図っている。</li> </ul>

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	総合計画審議会、市議会全員協議会、広報紙、遠野テレビ(CATV)、ホームページ等を活用し、市民に対する財政状況の公表を実施している。また、決算については確定後直近である9月定例議会で認定を受け、直ちに情報を公開するよう努めている。
○ 行政評価の導入	平成12年度から、普通会計を対象とした「バランスシート」及び「行政コスト計算書」を作成しており、総合的な財政状況を住民へ提供し、財政運営の健全化を図っている。また平成17年度決算からは「総務省方式」による「全会計の連結決算によるバランスシート」の作成も行っており、今後は「純資産変動計算書」及び「資金収支計算書」の作成も加え、市民の視点からより分かりやすい財務状況の公表を目指していく。
5 その他	老朽化更新施設整備については、平成21年度松崎光興寺工区5、平成22年度から平成23年度一日市地区工区、平成24年度から平成25度上郷町工区等の整備を行う。水道未普及区域の解消については、平成18年9月に「遠野市総合計画(基本構想・前期基本計画)」を推進するため、「遠野市水道施設未整備区域整備方針」を定めた。平成19年度から2ヶ年にわたり、小友町外山地区において施設整備を行う。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標																								
<p>1 簡易水道統合後における経営効率向上</p>	<p>①、②、④ 平成17年10月に旧遠野市と旧宮守村が合併したことに伴い、平成19年4月1日から宮守町の2つの簡易水道事業を遠野市の公営企業会計に統合し、一体的に管理運営することとなった。独立採算性に乏しい簡易水道の統合は、現実的に負担増を強いられるものであり、安定経営に及ぼす影響は少なくない。特に施設整備に係る起償償還額において顕著に現れている。 起償償還額等の推移：長期経営計画から抜粋</p> <table border="1" data-bbox="665 279 1388 375"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合前（千円）</td> <td>380,765</td> <td>360,189</td> <td>222,621</td> <td>173,741</td> <td>92,308</td> </tr> <tr> <td>統合後（千円）</td> <td>495,825</td> <td>454,704</td> <td>314,731</td> <td>268,259</td> <td>183,843</td> </tr> <tr> <td>増加分（千円）</td> <td>115,060</td> <td>94,515</td> <td>92,110</td> <td>94,518</td> <td>91,535</td> </tr> </tbody> </table> <p>純利益（千円） 40,878 124,970 141,251 143,385 179,540</p> <p>上記の推移から、平成19、20年度における負担増が、平成21年度からは軽減傾向に移行するものであり、料金改定を行わずとも経営の安定へ推移していけるものである。 したがって、起償償還額の増加の影響が、繰上償還によって軽減が図られることから経営の安定に大きく寄与するものである。本市の料金水準は、全国平均を大きく上回っており、厳しい経済情勢のなかにおいて経済性の追求を図りながら市民負担とのバランスを考慮しながら運営に努めることとしている。</p>		H19	H20	H21	H22	H23	統合前（千円）	380,765	360,189	222,621	173,741	92,308	統合後（千円）	495,825	454,704	314,731	268,259	183,843	増加分（千円）	115,060	94,515	92,110	94,518	91,535
	H19	H20	H21	H22	H23																				
統合前（千円）	380,765	360,189	222,621	173,741	92,308																				
統合後（千円）	495,825	454,704	314,731	268,259	183,843																				
増加分（千円）	115,060	94,515	92,110	94,518	91,535																				
<p>2 水道普及率の向上</p>	<p>③ 本市の水道普及率は、平成17年度末において89.3%、平成18年度末においては89.8%となっている。平成17年度末における全国平均の92.7%はもとより、岩手県平均91.8%と比較しても下回っている現状にある。 平成18年10月に策定した「遠野市総合計画（前期基本計画）」におけるまちづくり指標では、平成18年度末において水道普及率を90.0%と設定していたものであるが、0.2ポイント下回っている。この要因は、山間部の小集落が点在している区域が20ほどあり、その施設整備は公営企業の本旨である経済性の発揮という点において困難とされるものである。しかしながら、自家水道施設が水質等の問題を抱えている区域もあることから、市全体での取組みとして戸別の自家水道施設整備への補助制度を創設したところである。 今後においては、本来の水道施設整備と併せ市独自の補助制度の活用により、順次普及率の向上を図っていくこととしている。</p>																								
<p>3 維持管理費の節減合理化</p>	<p>①、④ 本市は、昭和53年度から3年間第1次拡張事業を実施し、事業の拡大をはかってきたが、時期を同じくして、人件費等の節減を目的に第3セクターである（財）遠野市水道業務管理公社を設立し、業務の委託を行ってきた。主要な業務は、簡易な施設管理、給水業務、公金収納、帳票管理、広報公聴であり一定の成果を上げてきている。平成6年度からは郵便局を含めた料金の口座振替を導入し、現在83.0%の利用者が振替により納入しており、集金業務の節減も図られている。 しかし、この委託業務の恒常化により第3セクターの弱点も現れてきており、公社自体の規模縮小とともに、十分な業務の遂行に支障がきたすことから、他の団体に業務を分配するなど手法の変換も求められる。 今後は、市内のみならず他の同業者への委託、さらにはこれまで実施していなかった浄水場の管理等の民間委託も視野に入れた検討を行い、あらゆる経費の節減に努めることとしている。</p>																								

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>													
1	料金改定率					1.76							
	料金収入額	556	558	565	562	564		564 567	556 566	566	566	566	
	改善額(料金の適正化)※1		2	7	-3	2	8	0 -3	-8 2	2	2	2	-2 -8
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他( )												
	改善額												
<b>【経費の削減】</b>													
3	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	87	80	72	78	80		73 -76	74	70 74	70 74	70 74	
	改善額		7	8	-6	-2	7	7 -5	6	10 -6	10 -6	10 -6	43 34
	給与水準												
	改善額												
	その他( )												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
3	職員数(人)	11	10	9	10	10		9	9	8	8	8	
	増減数(人)		-1	-1	-1	0	1	-1		-1	-1	-1	-4 -1
3	維持管理費等	160	156	152	150	150		153 -154	149	148	147	146	
	改善額(適正化)		4	4	2	0	10	-3 -4	1	2	3	4	7-6
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他( )												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	5,214	4,778	4,475	4,026	3,788		3,355-3,362	3,017-3,005	2,746 2,686	2,469 2,368	2,209 2,159	
	増減		436	303	449	238	1,426	339 -428	771 782	1,042 1,102	1,319 1,420	1,678 1,628	
	計画前5年間改善額 合計						25						改善額 合計 54 -46
	(参考) 補償金免除額												44

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

※1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	24	24	24	24	24	28	28	28	28	28
年間総有収水量 (千m <sup>3</sup> )	1,895	1,917	1,946	1,921	1,909	2,443	2,440	2,440	2,440	2,440
公称施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	16,532	16,532	16,532	16,532	16,532	18,653	18,653	18,653	18,653	18,653
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日)	9,355	8,074	8,859	9,536	10,439	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
最大稼働率 (%)	56	48	53	52	63	64	64	64	64	64
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	249	248	247	248	296	232	225	232	232	232
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	231	220	209	205	215	209	245	167	163	157

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

統合計画策定委託平成21年10月、計画決定平成22年2月